

<認知症対応型共同生活介護> 運営推進会議を活用した評価

【手順】

- ① 事業所がサービス内容について振り返りを行い、自己評価を行う。（「(別紙2の2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の「自己評価欄と記述欄」）
- ② 運営推進会議で自己評価について説明し、意見をもらう。
※「(別紙2の2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を運営推進会議の参加者へ事前に配付することも可。
- ③ 運営推進会議で得た意見をもとに、「(別紙2の2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の「運営推進会議で話しあった内容・外部評価・記述の欄」を完成させる。
- ④ 完成した「(別紙2の2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を公表し、区へ結果を提出する。

(参照): 関連ファイル(厚生労働省通知)に掲載、「運営推進会議を活用した評価の実施等について」
(令和3年改正抜粋)

(参考) 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会ホームページ、『認知症対応型共同生活介護
「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の活用について』掲載のご案内

<https://www.ghkyo.or.jp/archives/16166>

【様式】

(別紙2の2)自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール ※公表・要提出

【構成員】

外部評価を受ける運営推進会議には、区職員又は地域包括支援センター職員、知見を有する公正・中立な第三者(事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修終了者等)の参加が必要です。やむを得ない事情により出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し、得た意見を会議に報告する等により一定の関与を確保すること。

【結果の公表・提出】

利用者およびその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」の利用又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。

また、荒川区介護保険課へ資料をご提出ください。